

徴収業務の実施について

(平成 25 年度用)

独立行政法人環境再生保全機構
日本商工会議所

目 次

I はじめに

1. 経緯	1
2. 個人情報及び法人情報等の保持について	1
3. 連絡及び問い合わせ体制	1
4. 平成25年度の留意点	2
5. 徴収業務の流れ	3

II 機構から提供する資料等

1. 機構から提供する資料	4
2. 委託業務関連オンラインシステムからダウンロードするもの	4
3. 委託業務関連オンラインシステムの流れ	5
4. 申告形態の流れ（用紙申告、FD申告、オンライン申告）	5

III 徴収業務の内容について

1. 申告関係書類の送付	6
2. 円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供 及び相談への対応	8
3. 適切な申告書提出の慫慂	11
4. 申告書等の受理及び点検	12
5. 申告状況の確認・連絡	15
6. 未申告事業所に対する指導	15
7. 事業所の申告の記録	16
8. 申告書等の機構への送付	16
9. 徴収実施期間後の事業所からの相談	18
10. 帳簿等の保存	18

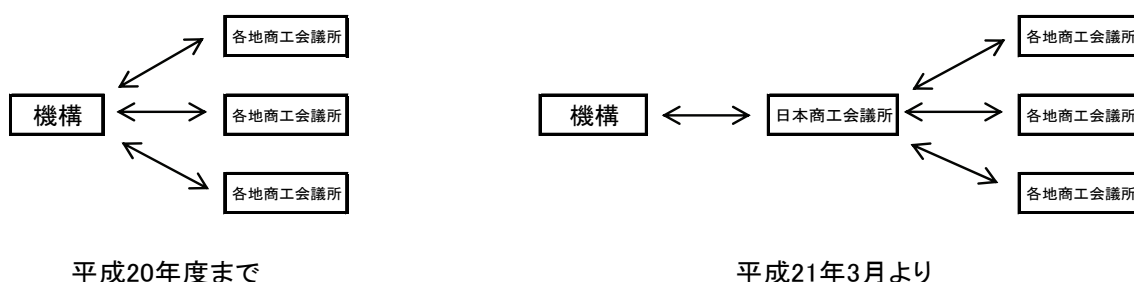
IV 点検要領・記載例

1. 汚染負荷量賦課金申告書点検要領	19
2. 現在分SOx排出状況（前年度との乖離状況一覧）記載例	20
3. 各地商工会議所別委託事業実績書記載例	21～23
4. 業務実施台帳記載例	24
5. 商工会議所一覧	25

I はじめに

1. 経緯

公害健康被害補償業務の徴収業務については、平成20年度まで独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）と各地商工会議所がそれぞれ個別に委託契約を交わしていましたが、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）及び公害健康被害補償業務の徴収業務における民間競争入札実施要項に基づく入札を行った結果、平成21年度から平成25年度まで、機構は日本商工会議所と委託契約を締結し、日本商工会議所は各地商工会議所と再委託という形で契約することになりました。



2. 個人情報及び法人情報等の保持について

再委託事業者である各地商工会議所の役職員、その他委託徴収業務に従事する者又は従事していた者は、委託徴収業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはいけません。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、公共サービス改革法第54条の規定により罰則の適用があります。

なお、徴収業務従事者の変更については、速やかに日本商工会議所に連絡してください（3月下旬に、日本商工会議所より平成25年度徴収業務従事者の確認及び変更の連絡様式のご連絡を行いますので、同連絡に基づきご対応ください）。

3. 連絡及び問い合わせ体制

各地商工会議所からの連絡及び問い合わせについては、原則として日本商工会議所が受け付けます。ただし、急を要する場合や特定の事業者の個別の事情に関する相談については、直接機構へ連絡することも可能です。

その場合は後日、連絡、問い合わせの内容及び機構からの回答について、日本商工会議所に連絡してください。

（1）ご連絡方法

日本商工会議所（sangyo2@jcci.or.jp）宛に電子メールにてご連絡ください。

（2）連絡頻度

連絡、質問の都度ご連絡いただくか、複数回の連絡、質問内容をまとめてご連絡いただくか、各地商工会議所にて都合のよい方法をお選びください。

(3) ご連絡いただく内容

「商工会議所名」「連絡、質問の内容」「機構からの回答」の3点

(4) 記載方法

(3)の内容は、メール本文に直接ご記入いただくか、複数回分を添付ファイルにまとめたものをご送付ください。

4. 留意事項

平成25年度の本業務の実施にあたり、以下の点にご留意ください。

(1) 事業所への汚染負荷量賦課金申告関係書類の送付

前年度に引き続き、機構では紙資源の保護及び環境への配慮という観点から、汚染負荷量賦課金申告関係書類（以下、「申告関係書類」という。）のうち、年間排出量の算定の過程を示す書類等（A～b様式）については、【前年度に用紙申告した事業所が使用した枚数＋予備見込分】しか印刷しておりません。なお、平成25年度よりFD貼付用ラベルについても、【前年度にFD申告した事業所数＋予備見込分】しか印刷しておりません。

よって、年間排出量の算定の過程を示す書類等（A～b様式）を管轄の事業所へ送付する場合は、必ず納付義務予定者名簿を確認し、【前年度に用紙申告を行った事業所が使用した枚数（＋予備分）】を送付するようにしてください。

また、FD貼付用ラベルについては、【前年度にFD申告した事業所】にのみ送付してください。

納付義務予定者名簿を確認せず、一律に全事業所へ一定枚数を送付してしまうと必ず不足することになりますので、くれぐれもご注意ください。（P.6～7 参照）

(2) 大阪支部廃止に伴う対応

平成25年6月28日（金）に機構の大阪支部は廃止することとなりました。京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の商工会議所については、これまでどおり、大阪支部へ申告関係書類を送付していただきますが、平成25年6月29日以降は、機構本部にお送りください。（P.17 参照）

(3) クリアフォルダについて

平成25年度より、【前年度にFD申告、用紙申告した事業所数＋予備見込分】を配布いたします。FD収納スペースのついていないクリアフォルダも一部配布いたしますが、FD申告については、必ずFD収納スペースにFDを入れるようにしてください。

5. 徴収業務の流れ

実施時期	機 構	日本商工会議所	各地商工会議所	納付義務者
2月以前		- 徴収業務従事者からのヒアリング等（～3月） - 委託徴収業務実施計画書の提出 - 申告・納付説明会の日程調整等		
3月1日	・徴収実施期間開始			
3月上旬	・担当者研修会開催 (3月7日)	・担当者研修会の出席調整	・担当者研修会出席	
3月15日			・納付義務予定者名簿、委託業務関連ファイルシステムの「ダウンロード」開始	
3月下旬	・申告関係書類の送付	平成25年度徴収業務従事者の確認および変更の連絡様式の連絡	- 申告関係書類の受理 (納付義務予定者名簿「ダウンロード」) (委託業務関連ファイルシステム「ダウンロード」)	
4月上旬			- 申告関係書類の送付 (P. 6～8) (申告・納付説明会開催通知同封)	・申告関係書類の受理
4月第1～3週			申告・納付説明会開催 (P. 8)	・申告・納付説明会出席
4月1日 ～ 6月14日 ※申告納付期限 5月15日	申告書の受理 (オンライン申告)	- 連絡調整 - 進行管理等	- 相談窓口の開設 (P. 8) - 受付窓口の開設 (P. 12) - 申告書の受理及び点検 (P. 12～15) (オンライン申告の状況確認) - 納付義務者の申告の記録 (P. 16)	申告書の作成及び提出
5月15日以前			申告書提出の憑憑 (P. 11)	
5月15日以後		- 申告状況の報告を依頼 (5/16ごろ) - 申告状況の報告 (P. 15)	申告状況の確認・報告 (P. 15)	
5月16日 ～6月14日	未申告事業所に対する措置	未申告事業所に対する指導 (P. 15)	未申告事業所に対する指導 (P. 15)	
5月25日頃	申告書の受理 (用紙申告、FD申告)		申告書等の機構への送付 (P. 16～17)	
6月14日	・徴収実施期間終了			
6月28日	・大阪支部廃止			
6月30日		委託事業実績書の機構への提出	各地商工会議所別委託事業実績書・業務実施台帳の機構への送付 (オンラインで送信) (P. 17)	
7月以降	・機構に引継ぎ	納付義務者からの相談 (P. 18)	納付義務者からの相談 (P. 18)	・期限後の相談等
8月下旬～	業務委託費の確定	- 事務取扱事業所数決定通知の送付 - 委託徴収業務経費報告書 - 業務委託費請求書	- 事務取扱事業所数決定通知の確認 - 業務委託費請求書	
～10月	業務委託費の支払	業務委託費の支払		

Ⅱ 機構から提供する資料等

1. 機構から提供する資料

- (1) 徴収業務の実施について
- (2) 申告・納付指導要領
- (3) 委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル
- (4) 汚染負荷量賦課金申告・納付の手引
- (5) オンライン申告・FD申告マニュアル
- (6) 公害健康被害補償・予防の手引*

* 公害健康被害補償制度を正しく理解していただくために、質疑応答形式でわかりやすくまとめたもので、数値資料及び用語解説も掲載しています。
機構ホームページの「汚染負荷量賦課金申告のご案内」ページ（以下、「賦課金ホームページ」という。）で閲覧するか又はダウンロードしてください。

→ http://www.erca.go.jp/fukakin/y_tebiki/index.html

2. 委託業務関連オンラインシステムWEBサイトからダウンロードするもの

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.1～14、16～26) 参照

(1) 納付義務予定者名簿（賦課金番号順）

① 帳票形式

帳票形式のExcelファイルです。

② リスト形式

宛名ラベル作成の二次加工が可能となるよう、1行につき1事業所を記載したリスト形式のExcelファイルです。

(2) FD申告用様式及び各種届出関係様式の雛型ファイル

FD申告を希望する事業所が、インターネットに接続できないために賦課金ホームページから雛型ファイル入手できない場合は、各地商工会議所において雛型ファイルをコピーして当該事業所へ提供してください。

なお、保存容量の関係で、申告書雛型ファイルと算定様式（7種類）すべての雛型ファイルを一枚のFDに保存することはできませんので、CD等を持参していただくよう、当該事業所へご連絡ください。

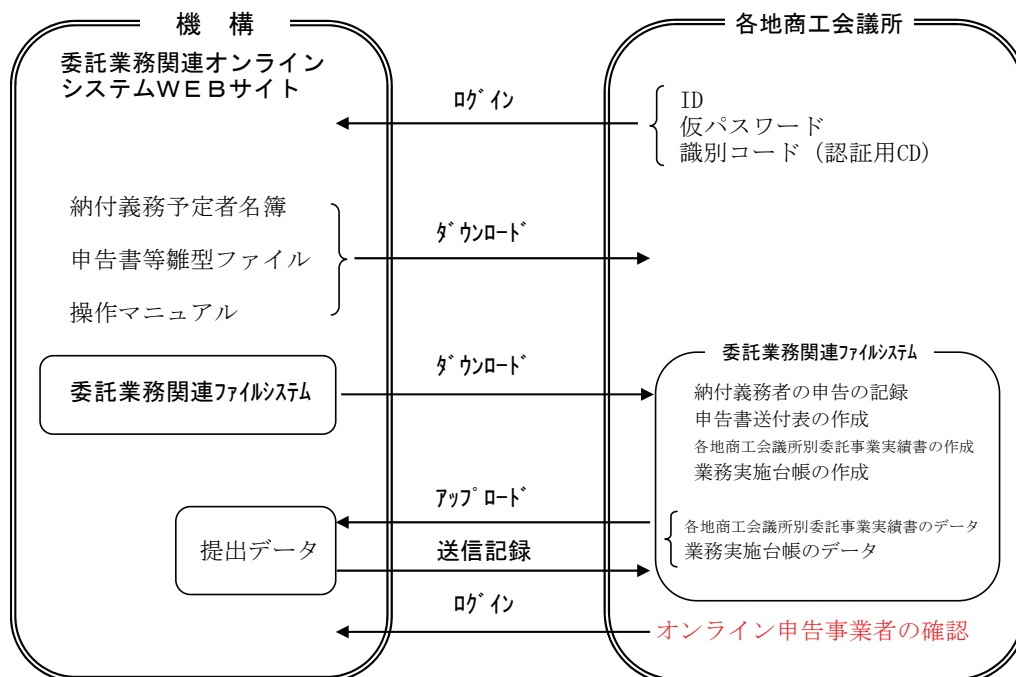
(3) 委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル

ダウンロードの方法や委託業務関連ファイルシステム等の操作手順を解説したマニュアルです。（上記1（3）と同じものです）

(4) 委託業務関連ファイルシステム

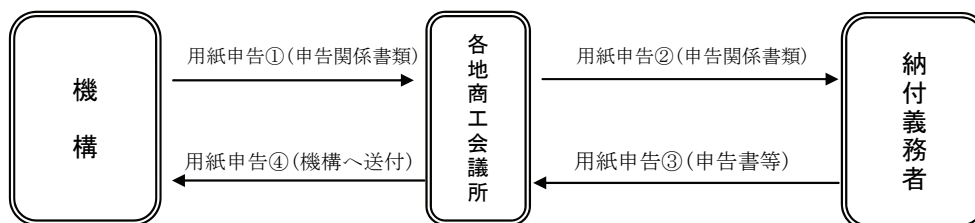
機構に提出する「申告書送付表」、「各地商工会議所別委託事業実績書」、「業務実施台帳」の作成や、納付義務者の申告状況の管理を行います。

3. 委託業務関連オンラインシステムの流れ

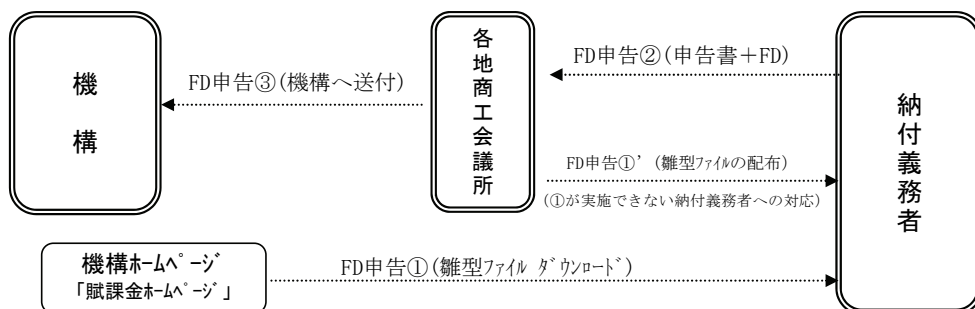


4. 申告形態の流れ（用紙申告、FD申告、オンライン申告）

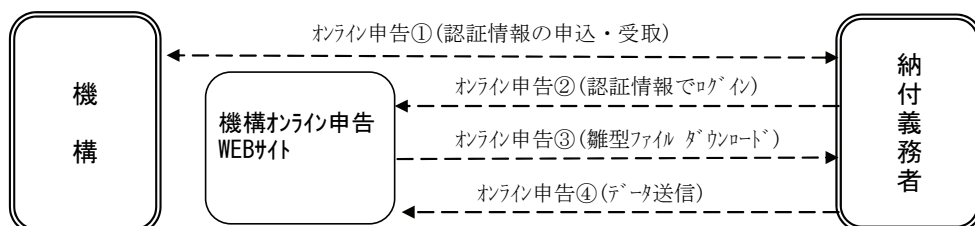
【用紙申告】



【FD申告】



【オンライン申告】



Ⅲ 徴収業務の内容について

1. 申告関係書類の送付

納付義務予定者名簿に記載されたすべての事業所に対して、機構の指示に基づいて申告関係書類を送付してください。

(1) 納付義務予定者名簿

納付義務予定者名簿（帳票形式及びリスト形式の Excel データ）は、機構が各地商工会議所ごとに作成するものです。前年度中の事業所の管轄商工会議所の変更等を反映して、3月15日より委託業務関連オンラインシステムWEBサイトからダウンロードすることができます。

3月15日以降に納付義務予定者名簿の内容に変更があった場合は、機構から当該の新旧の管轄商工会議所へ速やかにご連絡します。変更後の納付義務予定者名簿の最終版は、3月31日に委託業務関連オンラインシステムWEBサイトにアップされますので、4月1日以降に再度、納付義務予定者名簿及び委託業務関連ファイルシステム（変更後のデータがファイルシステムに反映されるため）をダウンロードしてください。

なお、4月1日以降については名簿の更新は行いませんが、機構と各地商工会議所で互いに知り得た最新の情報を速やかに共有することで対応します。

また、名簿に記載のない事業所等からの問い合わせに対しては、機構に連絡のうえ慎重に対処してください。

(2) 申告関係書類等

申告関係書類等は、以下①～③（ア～テ）の書類等を指します。申告関係書類等のうち、事業所へ送付するものについては、送付先・送付枚数等に誤りのないように送付してください。特にウ～オ、シの配布についてはくれぐれもご注意ください。

また、平成24年度以前の古い様式の余部は、すべて廃棄してください。

① 機構から各地商工会議所へ送付（配布）する申告関係書類等

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付	1事業所への送付部数	備考
ア	平成25年度汚染負荷量賦課金申告書 （事業所名等の印字あり）	○	1	申告方法にかかわらず、全事業所に配布する。
イ	平成25年度汚染負荷量賦課金納付書 （事業所名等の印字あり）	○	1	

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付	1事業所への送付部数	備考
ウ	年間排出量の算定の過程を示す書類 (A～Dの各様式)	▲	※ 備考欄参照	『前年度に用紙申告した事業所』の使用実績枚数(＋予備分)を送付する。前年度F D又はオンライン申告の事業所へは送付しないこと。 委託業務関連オンラインシステムより納付義務予定者名簿(帳票形式)を確認し、前年度に用紙申告している事業所の「様式枚数」欄の枚数(＋予備分)を送付してください。
エ	補正後の脱硫効率の算定の結果を示す書類 (E様式)			
オ	排出ガス測定の結果を示す書類 (b様式)			
カ	平成25年度汚染負荷量賦課金申告の手引	○	1	
キ	F D申告・オンライン申告マニュアル	○	1	
ク	平成25年度汚染負荷量賦課金の申告・納付のお願いについて	○	1	
ケ	平成25年度汚染負荷量賦課金の賦課料率について	○	1	
コ	公害健康被害補償制度の概要 平成25年度の賦課料率について	○	1	パワーポイント画面を印刷した資料
サ	平成25年度汚染負荷量賦課金申告・納付について	○	1	パワーポイント画面を印刷した資料
シ	F D貼付用ラベル	▲	1 ※ 備考欄参照	『前年度にF D申告した事業所』にのみ送付する。前年度用紙又はオンライン申告の事業所へは送付しないこと。 委託業務関連オンラインシステムより納付義務予定者名簿(帳票形式)を確認し、前年度にF D申告している事業所に送付してください。
ス	申告・納付指導要領	×	—	公害健康被害補償業務担当者会議資料として配布(済)。
セ	委託業務関連オンラインシステム マニュアル	×	—	公害健康被害補償業務担当者会議資料として配布(済)。
ソ	オンライン申告のお願いについて	○	1	すでにオンラインで申告している事業所も含め、全事業所へ配布してください。
タ	クリアフォルダ	×	—	各地商工会議所から機構へ申告書を提出する際に使用する。残部は機構へ返還してください。

注1) 上記ウ～オ、シの配布にあたっては、備考欄の記載事項にご留意ください。全事業所に対して一律に一定枚数を送付してしまうと必ず不足が生じてしまいます。前年度と異なる申告方法で申告があった場合は、予備分から各書類を配布してください。

注2) すべて予備分を含めて送付しておりますが、書類が不足した場合は機構へご連絡ください。

② 申告・納付説明会場で配布する申告関係書類

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付	1事業所への送付部数	備考
チ	平成25年度申告・納付に関するアンケート	▲	1	申告納付説明会出席者にのみ配布すること。(欠席者には配布不要)

注) 上記テについては、説明会終了後に回収のうえ、後日、機構へ郵送してください。

③ 各地商工会議所が作成する申告関係書類

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付	1事業所への送付部数	備考
ツ	平成25年度申告・納付のお知らせ	○	1	番号テと同一資料にして作成しても可。
テ	申告・納付説明会の案内状	○	1	番号ツと同一資料にして作成しても可。

注) 上記ツについては、申告・納付時期到来のお知らせや、FD申告における雛型ファイルの入手方法（下記記載例を参照）等について記載してください。

（記載例）：FD申告の雛型ファイルについては、機構のホームページからダウンロードするか、あるいは商工会議所にCD等を持参していただければコピーして配布いたします。

2. 円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供及び相談への対応

（1）申告・納付説明会の開催

制度への理解・協力を得るため、事業所に対して申告・納付説明会を開催してください。

① 説明会当日は、会場設営、受付、式次第の作成、司会進行等を適切に行ってください。

② 申告関係書類等は、説明会開催前に事業所に届くように発送してください。

ただし、説明会開催日が4月上旬で申告関係書類等を事前に発送する余裕がない場合は、説明会当日に会場で申告関係書類等を配布し、欠席した事業所には速やかに送付してください。

（2）相談窓口

徴収実施期間（3月1日から6月14日までの間）中は、相談窓口を開設し、事業所からの申告・納付に関する問い合わせや相談に対して適切な指導を行ってください。

申告・納付期限（5月15日）間近になると、各事業所からの問い合わせが多くなるので、その対応には万全を期し、適切に対処してください。

（3）指導のポイント

事業所への指導に当たっては、以下の資料を参照してください。

- ・「申告・納付指導要領」
- ・「汚染負荷量賦課金申告の手引」
- ・「オンライン申告・FD申告マニュアル」
- ・賦課金ホームページ (<http://www.erca.go.jp/fukakin>)

「公害健康被害補償・予防の手引」（賦課金ホームページで閲覧又はダウンロードする。）

① 申告方式（用紙申告、F D申告、オンライン申告）の確認

次の申告方式から1つを選択して申告しているか確認してください。また、3つの申告方式を混在して提出している場合は、1つの方式にまとめて提出するように指導してください。

<申告方式>

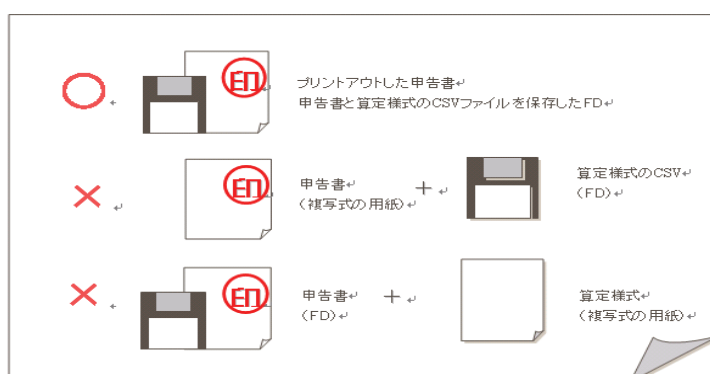
ア 用紙申告

所定の複写式の用紙を使って申告書と各算定様式を作成し、申告書に押印のうえ提出されます。

イ F D申告

賦課金ホームページから、申告書と各算定様式の雛型ファイルをダウンロードし、同ファイルに入力して申告データを作成し、申告書のみを印刷（各算定様式は印刷不要）して押印のうえ、申告書と算定様式のデータ（C S Vファイル形式）を保存したF Dと一緒に提出されます。

○ F D申告の提出内容



ウ オンライン申告

最初に事前登録を行い、オンライン申告サイトにログインするための認証情報を入手します。認証情報を使用して同サイトにログインして、申告書と各算定様式の雛型ファイルを手取りし、申告データ（C S Vファイル）を作成のうえ、同サイトから機構にデータが送信されます。

② 用紙申告（複写式の紙での申告）の指導事項

ア 用紙申告書中の所在地・名称及びこれらのフリガナ、郵便番号、電話番号及び業種名はすでにプリントしてあります。内容に変更がある場合は、二重線で抹消して当該欄余白に変更後のものを記入します。また、届出が必要な場合は、「名称等変更届出書」を提出させてください。

イ 資本金、最大排出ガス量等については、記入漏れが非常に多いので、記入漏れのないように指導してください。

③ F D申告の指導事項

ア 賦課金ホームページからF D申告用雛型ファイルをダウンロードして作成するよう指導してください。

なお、事業所がインターネットに接続しておらず、F D申告用雛型ファイルをダウンロードできない場合は、相談窓口でF D申告用雛型ファイルを複写する等の便宜を図ってください。

イ F D申告用雛型ファイルに必要な事項を入力する際は、Excel シート上の黄色のセルに必要な事項を入力するよう指導してください。

また、「前年度データ複写」の機能を使って申告書を作成する際、複写されるデータである住所、名称等が前年度から変更されている場合は、変更後のデータを入力するとともに、「名称等変更届出書」を提出させてください。

ウ 申告書は、F DにC S Vファイルで保存するとともに、入力済の申告書を印刷し、代表者印等を押印のうえ、当該F Dと併せて提出させてください。

エ 各算定様式は、F DにC S Vファイルを保存して提出させてください。なお、印刷して提出する必要はありません。

また、作成されるC S Vファイルの数は様式毎に異なりますので注意し、作成されるC S VファイルはすべてF Dに保存して提出させてください。

オ 「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E 様式)」、「排出ガス測定の結果を示す書類 (b 様式)」及び「加重平均一覧表」は、F DにC S Vファイルを保存して提出させてください。

なお、F D申告用雛型ファイルを使って算定が困難な場合には、独自に作成した書類を印刷して提出させてください。

カ 必ず1事業所1枚のF Dに、作成したC S Vファイルを保存して提出させてください。**1枚のF Dに保存しきれない場合は、C D1枚にまとめて保存し、提出するように指導してください。**

また、提出に当たっては、F Dに提出年月日等の事項を記載したラベルを貼付して提出するように指導してください(C Dの場合はケースに貼付)。

④ オンライン申告の指導事項

ア オンライン申告を行う場合は、予め「電子申告等届出書」によって事前登録を行い、オンライン申告サイトへログインするための認証情報(I D、仮パスワード及び認証用C D)を入手するよう指導してください。

なお、認証用C Dは「電子申告等を行う者」が変更しない限り継続して使用するので、大切に保管するよう指導してください。

イ オンライン申告サイトから、雛型ファイルをダウンロードして申告書を作成する方法は、F D申告の場合と同様です。

作成した提出用データ(C S Vファイル)は、オンライン申告サイトからデータ送信します。

⑤ 各種届出書についての指導事項

ア 各種届出書の様式は、賦課金ホームページに掲載しているのでダウンロードして使えます。ダウンロードした各種届出書の様式は、申告方式にかかわらず、すべての方が利用することができます。

イ 印刷した届出書には、必ず事業所の代表者印等を押印のうえ提出するよう、指導してください。（F Dへ保存して提出することはできません。）

ウ 事業所より、工場等の全面廃止や移転の連絡があった場合は、

・「名称等変更届出書」

・「ばい煙発生施設使用廃止届出書（写）」

（＝大気汚染防止法に基づき都道府県知事等に提出するもののコピー）

を機構に提出するよう指導してください。

特に、事業所を閉鎖した場合、「名称等変更届出書」の送付先欄に以後の申告関係書類等の送付先（原則として本社となります）を記入するよう指導してください。

エ 代表者又は代理人に変更があった場合の各種届出書の提出の指導については下表を参照してください。

変更する者	申告形態	届出方法
代表者	用紙申告	届出の必要はありません。
	F D申告	申告書には、変更後の代表者を記載して申告してください。
	オンライン申告	変更する代表者が、「電子申告等を行う者」として登録している場合は、新たに「電子申告等届出書」を提出してください。
代理人	用紙申告	「代理人選任・解任届出書」を提出してください。
	F D申告	
	オンライン申告	変更する代理人が、「電子申告等を行う者」で登録している場合は、新たに「電子申告等届出書」を提出してください。

3. 適切な申告書提出の慫慂

申告・納付期限（5月15日）までの間、注意喚起を促すために、電話、ハガキ、面談等の方法により、申告書の提出を慫慂してください。

（参考）

昭和63年3月1日から公害健康被害補償法の改正法が施行され、改正後の納付義務者は、昭和62年4月1日現在で一定規模以上のばい煙発生施設を設置している者に固定された。そのため、昭和62年4月1日以降、移転、閉鎖等によって、ばい煙発生施設をすべて廃止した事業所であっても、汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務がある。

4. 申告書等の受理及び点検

(1) 受付窓口

申告書等の逸失及び情報漏えいを防ぐため、受付窓口を開設し、事業所からの申告書等を適正に受理するようにしてください。

(2) 申告書への受理印の押印

用紙申告、F D申告により申告書の提出があったときは、申告書上部余白に必ず商工会議所による受理印の押印を行ってください。

用紙申告の申告書は4枚複写となっておりますが、1枚目の「機構用」、3枚目の「商工会議所用」に受理印を押印してください。4枚目の「事業者用」については、本来、商工会議所への提出は不要なものですが、提出があった場合は受理印を押印のうえ、当該事業所へ確実な方法で返却するようにしてください。

申告書に添付して提出される書類のうち、各算定様式（A～E、b様式）については受理印は不要ですが、各種届出書（「名称等変更届出書」、「代理人選任・解任届出書」）については、提出があった場合は受理印を押印してください。

なお、6月14日までに事業所から受け取り、商工会議所で受理印を押印した申告書が委託費の支払対象件数となります。

(3) 用紙申告の受理及び点検

① 申告書の点検

4枚複写のうち「商工会議所用」を控えとして保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに申告書内容を入力してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 50～56) 参照

申告書については、日本商工会議所が作成する点検マニュアルに基づき、点検をしていただきますが、特に、汚染負荷量賦課金の算定内容箇所（※）については次のとおり対応してください。

(※) 汚染負荷量賦課金の算定内容箇所とは、 申告書中の ⑤「汚染負荷量賦課金賦課金の計算」欄 ⑥「延納の申請」欄 ⑦「汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳」欄	を指します。
--	--------

上記の算定内容箇所について、記載漏れや記載誤り等があった場合は、各地商工会議所担当者は、事業所に対して訂正印による修正等は求めず、記載漏れや記載誤り等のあった箇所への付箋貼付やメモ書き等により、機構へ当該箇所を正確に伝えてください。

また、事業所に対しては、必要に応じて、「後日、機構による最終確認後に算定

金額等について修正のお願い等の連絡が入る場合もありますので、ご了承ください。」と指導してください。

なお、算定内容箇所以外については、記載漏れは事業所に記載させ、記載誤りは申告書作成担当者の訂正印を押印して修正させるよう、指導してください。

(P. 19「汚染負荷量賦課金申告書点検要領」を参照。)

申告書が提出された後、事業所から訂正の申し出があった場合は、事業所に直接訂正させるか、正しい申告書と差し替えてもらうようにしてください。申告書を差し替えた場合は、元の申告書は事業所に返却し、重複して機構に送付することがないように注意してください。

② 添付書類の点検

ア 年間排出量の算定の過程を示す書類（各算定様式）

イ 月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合は、「燃原料の使用量、密度及び硫黄分を相互に関連づけた一覧表」（加重平均一覧表）

ウ 密度及び硫黄分に自社分析値を用いた場合、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記した一覧表

エ A、C又はD様式を使用し、脱硫によって除去される SO_x がある場合は、補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類（E様式）

オ B又はD様式の排出ガス測定欄を使用した場合は、排出ガス測定の結果を示す書類（b様式）

カ E及びb様式の添付が必要なときで、同様式による算定が困難な場合は、それらの算定過程及び測定結果を明らかにする書類

<使用様式ごとの添付書類早見表>

使用様式		使用量、密度及び硫黄分の一覧表	E 様 式		b 様 式	そ の 他
			脱 硫 あ り	脱 硫 な し		
A 様 式		※1 △	○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
B 様 式		×	×	×	○	
C 様 式		※2 △	※4 ○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
D様式	a欄	※3	○	×	×	
	b欄	△	×	×	○	

※1 月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※2 ※1の場合に加え、月内に硫黄分の異なる製品又は中間製品等が産出した場合に一覧表の添付が必要です。

※3 D様式を使用した場合は、助燃剤について加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※4 製品脱硫だけの場合不要です。

(4) F D申告の受理及び点検

- ① 印刷して押印された申告書と、CSVファイルを保存したF Dがあることを確認してください。印刷・押印された申告書はコピーして「商工会議所用」として保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに申告書内容を入力してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 50~56) 参照

印刷・押印された申告書及びF Dが提出された後、事業所から訂正の申し出があった場合は、事業所に直接訂正させるか、正しい申告書及びF Dに差し替えてもらうようにしてください。印刷・押印された申告書及びF Dを差し替えた場合は、元の申告書及びF Dは事業所に返却し、重複して機構に送付することがないように注意してください。

- ② F Dには、「提出年月日」、「汚染負荷量賦課金番号」、「納付義務者及び対象工場・事業場の名称」及び「保存データの内容」を記載した所定のラベルが貼付されているか確認してください。

なお、各項目の記載内容がわかれば所定以外のラベルでも構いません。

(5) オンライン申告の点検（申告状況の確認）

オンライン申告した事業所については、委託業務関連オンラインシステムにアクセスして当該事業所のオンライン申告内容を確認してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 31~32)

また、当該事業所のオンライン申告書情報を印刷して「商工会議所用」として保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに申告書内容を入力してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 31~32、50~56) 参照

(6) 硫黄酸化物（SO_x）排出量の前年度との比較及び確認

申告方法に関わらず、全ての申告書の算定内容箇所中にある硫黄酸化物排出量（現在分）について、前年度申告書の数値との比較を行ってください。

前年度申告書（控）又は「業務実施台帳」の前年度の欄と比較し、前年度と大きく乖離していた場合（前年度より2分の1以下になった場合又は5割増加した場合）は事業所へ連絡して数値等の確認をし、現在分の硫黄酸化物排出量誤りでないことを確認するなど状況を報告してください。

確認した内容については、「現在分SO_x排出状況（前年度との乖離状況一覧）」（記入例はP. 20 参照。別途、日本商工会議所から記入様式のデータをイントラネット等で提供いたします。）により、申告書等の送付時に併せて機構へ提出してください。

(7) 各種届出書の受理確認

「代理人選任・解任届出書」及び「電子申告等届出書」については、届出者が代表者となっているかを確認してください。

届出者が代表者でない場合は、再提出を依頼してください。

5. 申告状況の確認・連絡

日本商工会議所からの依頼に基づき、申告・納付期限（5月15日）時点における申告件数と、納付義務者の状況（電話等の連絡がつかない未申告事業所等）を連絡してください。

6. 未申告事業所に対する指導

申告・納付期限（5月15日）までに申告書の提出がない未申告事業所に対しては、次の手順で指導してください。

(1) 電話等によって申告・納付の督促を行う。

なお、電話等によって督促を行ったにも関わらず、申告・納付を行わない事業所については、可能な限り事業所に出向いて、申告・納付の督促を行う。

(2) 「5. 申告状況の確認・連絡」にて連絡した、電話等の連絡がつかない未申告事業所のうち、特に機構が情報収集を指示する事業所について、可能な限り当該事業所の情報収集を行う。

情報収集を行う場合は、以下のように対応する。

- ① 土地、建物の登記事項証明書の取得
- ② 事業所所在地の現況を確認できる写真の撮影（可能であれば）
- ③ 事業所所在地の近隣の方から当該事業所の状況について聴取（可能であれば）

なお、対応を行っていただいた案件については、1事業所につき2割増しの単価で委託費をお支払いいたします（写真撮影や状況の聴取が難しい場合、登記事項証明書取得のみでも、単価は2割増しとします）。

(3) 未申告事業所に対して実施した督促状況及び事業所の状況確認の内容を、委託業務関連ファイルシステムより「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」に記入し、機構へ引き継いでください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 50、57～58、63～70、71～72) 参照

7. 事業所の申告の記録

委託業務関連ファイルシステムより、申告の状況等を「業務実施台帳」に記録してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 71~72) 参照

8. 申告書等の機構への送付

(1) 申告書等の送付

申告書等の機構への送付は、本徴収業務の中で最も重要な事項ですので、間違いのないように行ってください。

- ① 遅くとも申告・納付期限（５月１５日）後１０日以内に機構へ到着するよう送付してください。

遅れて提出された申告書等については、順次、機構へ送付してください。

- ② 申告書及び添付書類は、必ず１事業所ごとに機構から配布するクリアフォルダ１部に入れるようにしてください。

複数の事業所分の申告書及び添付書類を１部のクリアフォルダに入れたりしないようにしてください。

F D申告の場合、提出されたF Dについては、クリアフォルダ表面のF D収納スペースに確実に入れるようにしてください。また、クリアフォルダをホチキス止めしないでください。

使用せずに余ったクリアフォルダについては、次年度も利用いたしますので、機構へ申告書等を送付する際に同封して返送してください。

- ③ 申告書等の送付に当たっては、委託業務関連ファイルシステムから「申告書送付表」を作成し、添付してください。申告書送付表は、「申告書送付表（用紙申告分）」、「申告書送付表（F D申告分）」を別様に作成してください。

なお、オンライン申告の場合は、送付する申告書自体がありませんので、「オンライン申告事業者連絡表」を作成し、送付してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 59~62) 参照

- ④ 「４．（６）硫黄酸化物（S O x）排出量の前年度との比較及び確認」(P. 14~15)で硫黄酸化物（S O x）排出量の大幅な乖離があった場合には、「現在分S O x排出状況（前年度との乖離状況一覧）」を併せてご送付ください。

- ⑤ 申告書等を送付する際は、③で作成した「申告書送付表（用紙申告分）」及び「申告書送付表（F D申告分）」の記載順に、②で用意したクリアフォルダに入れた申告書を並べ、申告書送付表に記載した事業所分ごとに輪ゴム等でまとめてから梱包してください。

また、「申告書送付表」は、4枚1組となっているので、すべて印刷したうえで、1枚目の「商工会議所用」は商工会議所で保管し、2～4枚目の機構用を申告書とともに送付してください。

- ⑥ 申告書等の機構への送付にあたっては、IV 5. 商工会議所一覧 (P. 25) を参照のうえ、機構本部 (川崎市) 又は大阪支部 (大阪市) へ送付してください。

平成25年度6月28日 (金) に機構大阪支部は廃止されますが、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の商工会議所については、これまでどおり、平成25年6月28日 (金) までは引き続き、大阪支部へ申告書等を送付していただきます。

- ⑦ 申告書等の送付にあたっては、個人情報、法人情報が含まれるため、送付記録が残りがつ受取の確認ができる手段 (宅配便又は書留郵便小包等。普通郵便は不可。) により確実に行ってください。

- ⑧ 差替えや添付書類の不備等の理由で、一部の申告書にかかる送付が遅れている場合は、その旨の連絡文書等を添付のうえ、送付可能な他の申告書等を優先して機構へ送付するようにしてください。

(2) 「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」等の提出

「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を作成してください。

なお、本業務についての従事日報の作成や提出は不要です。

- ① 「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」は、委託業務関連ファイルシステムにより作成し、事業実績データ (「事業所.csv」、「事業実績.csv」、「業務実施台帳.csv」) を6月30日までに機構にデータ送信してください。

注) 「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 63～74、27～30) 参照

- ② 「各地商工会議所別委託事業実績書」に係る申告書提出協力要請、申告書等の点検状況については可能な限り把握し、その数値等を記入してください。

注) 「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 65～66) 参照

9. 徴収実施期間後の事業所からの相談

徴収実施期間（3月1日から6月14日までの間）後に、事業所から相談があった場合は誠実に対応し、必要に応じて相談内容を機構へ連絡してください。

10. 帳簿等の保存

業務実施台帳、各地商工会議所別委託事業実績書、申告書の商工会議所控は、5年間保存するようにしてください。

IV 点検要領・記載例

1. 汚染負荷量賦課金申告書点検要領

機構用

平成25年度汚染負荷量賦課金申告書

平成25年5月9日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

① 申告区分 1:0 1 0:3:3:0:9 0 1 2

② (フリガナ) (イ)住所 カナガワケン カワサキシ サイワイク オオミヤチョウ 1310
郵便番号 211 8554 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310番地
(フリガナ) (ロ)氏名又は名称 アオゾラ コウギョウ カブシキガイシャ
青空工業株式会社 (印)
(フリガナ) (ハ)代表者氏名 アオゾラ イチロウ (印) オオモリ カズオ (印)
大森 一夫 (印)
(ニ)同左 代理人
(ホ)資本金 兆 十億 百万 千円 37 6230000
(イ)所在地 (フリガナ) ミヤギケン センダイシ ミヤギノク ミナト 1-2-3
郵便番号 983 0001 宮城県 仙台市 宮城野区 港 1丁目2-3
(フリガナ) (ロ)名称 センダイ コウジョウ
仙台工場
(フリガナ) (ハ)工場長の氏名 オオモリ カズオ (ニ)業種名 鉄鋼業
(ホ)工場長の氏名 大森 一夫

⑤ 汚染負荷金の計量算 (イ)硫酸化物排出量 (ロ)単位排出量当たり賦課金 (円/立方メートル) (ハ) (イ)×(ロ)汚染負荷量賦課金額
過去分 41276 11.11 ※※※, ※※※ 458576
前年の排出量 (立方メートル/年) 31171 1. 111.11 3463409
⑥ 延納の申請 (イ)する (ロ)しない 6 3921900
⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳
(イ)全期又は第1期(初期) (ロ)第2期 (ハ)第3期 (ニ)第4期
10億 百万 千円 10億 百万 千円 10億 百万 千円 10億 百万 千円
980700 980400 980400 980400

A 3 B 2 (92016) (0401) 仙台
E 6 b 1 2

注)「事業者用」裏面の注意をよく読んで記入してください。

受付 25.5.10 商工会議所

社印、代表者印又は代理人印の淡れはないか。社印がなくても、代表者印又は代理人印があれば可とする。

代理人の変更又は新たに代理人を選任した場合、代理人選任解任届出書が提出されているか。

前年申告時の資本金額

4月1日現在のばい煙発生施設の最大排出ガス量の合計が記入されているか。

灰色部分は算定内容箇所であるため、記入漏れや記入誤りがあった場合は、事業所に訂正は求めず、付箋貼付やメモ書等で機構へ当該箇所を正確に伝えること。

算定内容箇所について、事業所による一部修正等がなされている場合は、代表者又は代理人の訂正印が押印されているか確認すること。

記入があるか。

前年の最大排出ガス量

該当する記号等が○で囲まれているか。

2. 平成25年度汚染負荷量賦課金申告における現在分SOx排出状況（前年度との乖離状況一覧） 記載例

〇 〇 商工会議所

No.	汚染負荷量 賦課金番号 (8桁)	納付義務者名称	対象工場・事業場名称	前年度の現在分SOx排 出量との乖離状況	理 由（複数回答可）
1	01122334	(株)□□	第一プラント	☒ 前年度比 1/2以下 ☐ 前年度比 5割増	☒ 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 ☒ 燃原料の転換、変更によるもの。 ☐ 脱硫効率の変動によるもの。 ☐ その他 ()
2	05566778	△△産業(株)	〇〇工場	☐ 前年度比 1/2以下 ☒ 前年度比 5割増	☒ 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 ☐ 燃原料の転換、変更によるもの。 ☐ 脱硫効率の変動によるもの。 ☐ その他 ()
3	07890123	× × 化学工業(株)	本社工場	☒ 前年度比 1/2以下 ☐ 前年度比 5割増	☐ 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 ☐ 燃原料の転換、変更によるもの。 ☐ 脱硫効率の変動によるもの。 ☒ その他 (SOx濃度が低下したため。)
				☐ 前年度比 1/2以下 ☐ 前年度比 5割増	☐ 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 ☐ 燃原料の転換、変更によるもの。 ☐ 脱硫効率の変動によるもの。 ☐ その他 ()
				☐ 前年度比 1/2以下 ☐ 前年度比 5割増	☐ 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 ☐ 燃原料の転換、変更によるもの。 ☐ 脱硫効率の変動によるもの。 ☐ その他 ()

※ 本表は、当年度申告書のSOx排出量(現在分)が、前年度比で1/2以下又は5割増の事業所について確認のうえ作成し、機構へ提出してください。

平成25年度 各地商工会議所別委託事業実績書
(汚染負荷量賦課金)

〇〇商工会議所

[illegible]

21

平成25年度 各地商工会議所別委託事業実績書
(汚染負荷量賦課金)

〇〇 商工会議所

2. 申告書未提出事業所一覧

市区郡名 賦課金番号	事業所名	未提出となった状況
A市 01111-55,5	(株)S組	再三の提出要請にもかかわらず未提出。 対応者 管理課 〇〇氏 TEL 000-0000
A市 04567-23,4	C建設工業(株)	所在不明 申告書類も宛先不明で返送された。 現地の確認状況は、別紙を参照
B市 03333-11,1	T物産(株)第二工場	5/17、5/22、6/、6/12、6/14 担当の〇〇氏が対応 申告の了承を得たが未提出。
C市 01234-77,7	(株)〇〇〇〇	〇〇管轄へ申告書を提出した。(〇〇管轄の提出確認済)
C市 05577-12,3	△△△△(株)△△工場	ハガキ、電話にて督促。制度に対して納得できないとのこと。 対応者 社長〇〇氏 TEL 000-0000

●「未提出となった状況」欄は、「委託業務関連ファイルシステム」→「実績書の作成/印刷」→「未申告データ入力」から入力してください。

3. 説明会開催状況及び資料送付状況

説明会開催の日時	平成〇年〇月〇日	13:30～16:00
説明会開催の場所	〇〇会議所 会議室	
出席者数及び事業所数	70 名	65 事業所
説明会開催通知数	80 事業所	
説明会資料送付部数	80 部	80 事業所
説明会当日資料配布	0 部	

〈説明会での質疑及び問題点〉

- ・脱炭効率の算定方法について
- ・A事業所において発電部門のみが別会社として分離独立したが、今後の申告方法はどうか。

4. 窓口相談及び電話相談

窓口相談		電話相談		合 計	
件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
39	32	57	48	96	80

〈主な内容〉

- ・一覧表の作成方法について
- ・清掃工場を移転する予定であるが、今後の申告はどうか。
- ・賦課料率の今後の見通しについて

5. 申告書提出協力要請

	電 話		ハガキ等		面 接		合 計	
	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
期 限 内	80	80	0	0	3	2	83	82
期 限 後	32	26	26	26	4	3	62	55

6. 申告書等の点検

申告書総数	誤 り 事 項			誤り総数
	記載もれ	計算誤り	添付書類不備	
78 ※1(7) ※2(3)	21	4	10	35

※1()内はうち数でFD申告、※2()内はうち数でオンライン申告の件数。

〈主な誤り及び指導内容〉

- ・資本金、最大排出ガス量の記入漏れ。
- ・添付書類の不備等について、事業所に連絡し、是正するよう依頼した。

7. 指導員の氏名

氏 名	会議所における役職
環境 太郎	振興課 課長
環境 明夫	振興課 係長
環境 花子	振興課

8. 機構へ送付する申告書等

(申告書)		(諸届出書)			
送付月日	送付件数	送付月日	送付件数	送付月日	送付件数
5・17	64			5・17	9
5・24	14			5・31	4

9. 機構に対する連絡事項

- ① A興産(株)とB石油精製(株)が〇年〇月〇日に合併の予定。
- ② K合板(株)は不況のため、〇年〇月いっぱい廃業。
- ③ S市清掃工場センター、〇年〇月に移転計画あり。

●この様式は、「委託業務関連ファイルシステム」→「実績書の作成/印刷」→「事業実績の入力」から入力してください。

業 務 実 施 台 帳
(汚染負荷量賦課金)

業務実施台帳は、下記の要領で記載してください。

こちらは、「委託業務関連ファイル」の「申告書入力画面」で入力したデータが反映されていますので、記載する必要はありません。

説明会に出席したか又は欠席か、該当する方を選択してください。

申告書作成についての相談や、指導した事項を具体的に記入してください。

未申告事業所の督励状況等を、
具体的に記入してください。

要望、意見等を記入してください。

届出書の有無は、「委託業務関連ファイル」の「申告書入力画面」で入力したデータが反映されます。

5. 商工会議所一覽

受託事業者： 日本商工会議所

再委託先：各地商工会議所

都 道 府 県 名	商 工 会 議 所 名	都 道 府 県 名	商 工 会 議 所 名	都 道 府 県 名	商 工 会 議 所 名	都 道 府 県 名	商 工 会 議 所 名	都 道 府 県 名	商 工 会 議 所 名			
北 海 道	函 館 札 幌 旭 川 室 蘭 釧 路 帯 広 北 見 稚 内 紋 別 苫 小牧	千 葉	銚 子 千 葉 船 橋 木更津 市 川 松 戸 柏 市 原 野 田	福 井	福 井 敦 賀	大 阪	大 阪 大 阪 堺 東大阪 泉大津 高 槻 岸和田 貝 塚 茨 木 吹 田 八 尾 豊 中 泉佐野 北大阪 守口門真	山 口	下 関 宇 部 防 府 徳 山 岩 国 小野田			
				山 梨	甲 府							
				長 野	長 野 松 本							
				岐 阜	岐 阜 大 垣 多治見 土 岐							
青 森	青 森 弘 前 八 戸	東 京	東 京 八王子 武蔵野 立 川	静 岡	静 岡 浜 松 沼 津 三 島 富 士 磐 田	兵 庫	神 戸 姫 路 尼 崎 明 石 西 宮 伊 丹 高 砂 加古川	徳 島	徳 島			
岩 手 宮 城 秋 田 山 形 福 島 茨 城 栃 木 群 馬 埼 玉	神奈川							横 浜 横須賀 川 崎 小田原箱根 平 塚 藤 沢 茅ヶ崎 厚 木 秦 野 鎌 倉 相模原	愛 知	名古屋 岡 崎 豊 橋 半 田 一 宮 蒲 郡 豊 川 刈 谷 豊 田 安 城 春日井 稲 沢	香 川	高 松
											佐 賀	松 山 新居浜
											高 知	高 知
		福 岡	福 岡 久留米 北九州 大牟田									
佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	宮 崎	鹿 児 島	那 覇						
							佐 賀	佐 賀				
							長 崎	長 崎 佐世保				
							熊 本	熊 本				
大 分	大 分	宮 崎	宮 崎	鹿 児 島	鹿 児 島	那 覇						
沖 縄	那 覇											

京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の5府県につきましては、平成25年度より本部管轄となります。

